



# 円満相続のポイント

---

【相続が、争続とならないために…】

## ポイント（１）

「相続は、資産・家族・将来を考えて対処する」

## ポイント（２）

「譲り合いの心に基づく、遺産分割の話し合い」

## ポイント（３）

「財産調査における、特に不動産調査」

相続支援ネット 梅田

D・フォスターリーガルネット

大阪市北区西天満5-11-7 サンク西天満402

☎ 06-6809-5888

<http://d-foster.jp>

## はじめに

いつかは必ず直面する身近な人の死――それが相続です。人は本来死ぬ時期を自分で決めることはできません。自分たちには相続など先の話と思っている、ある日突然やってくるかも知れません。

相続には様々な問題がありますが、財産的な側面が色濃く現れます。それまで円満だった家族関係が、「相続」の発生によって「争続」へと発展してしまうとしたら悲しいことです。それは、金持ちだけの問題ではありません。「相続支援ネット」代表の江里口氏も語ります。「富裕層よりも、相続財産のあまり多くない一般の方のほうが、よくもめるんです」と。

深刻化する高齢化や少子化、また負の財産の問題が相続をより複雑にしているのも事実です。しかし、相続は何より当事者の問題であり、当事者同士が譲り合いの心を持って話し合っていこうという姿勢が最も大切です。

円満なご家族が相続によっていがみ合ってほしくない、そんな思いからこのポイント集をお配りしています。

D・フォスターリーガルネット

 06-6809-5888

## ポイント（1）

### 「相続は、資産・家族・将来を考えて対処する」

#### ● 法定相続人とその順位

民法は、故人（被相続人）の財産を相続すべき人間（法定相続人）を次のように定めています。

まず、被相続人の配偶者（夫からみた妻、または妻からみた夫）は常に相続人になります。

それ以外の人々の順位は、1位が子供、2位が親、3位が兄弟姉妹です。先順位の人が一人でもいたら、後順位の人には相続人になりません。

#### ● 法定相続分

遺産をこれらの法定相続人がどのような割合で配分すべきかも定めています。これを法定相続分といいます。

たとえば相続人が「妻と子供3人」の場合には、まず妻が遺産の2分の1を取り、残りは子供たちに均等に配分されます。つまり、子供たちは6分の1ずつとなります。

「配偶者と親」の場合は配偶者が3分の2、残りが親、「配偶者と兄弟姉妹」の場合は配偶者が4分の3、残りが兄弟姉妹の均等割りとなります。

#### ● 法定相続分は単なる理念

しかし、法定相続分の規定は、基準であり強制力はありません。実際の遺産配分は、相続人の話し合い（遺産分割協議）で決定されます。

遺産分割協議がまとまれば、配偶者が全財産を相続しようが、長男が8割を取ろうがまったく自由です。

協議がまとまらなかった場合に、法定相続分の出番となるのです。

### ● 法定相続人以外に財産を贈るには

では、法定相続人以外の人に財産を贈りたい場合は？ それは遺産分割協議ではできません。どうしても財産を分けたい人がいる場合は、法定相続人のだれかがいったんその財産を相続し、そのあとで個人的に贈与することになるでしょう。

ただし、被相続人が「遺言」で指示してあれば、法定相続人以外の人に財産を渡すことが可能になります。

### ● 遺留分とは何か

しかし本来相続の権利を有する人が、遺言者の一方的な意思によりもらえなくなるというのも問題です。そこで遺留分という制度が設けられています。これで、「財産を相続できる」人の権利を確保しています。

割合は配偶者や子どもは法定相続分の2分の1。親は法定相続分の3分の1。兄弟姉妹にはこれはありません。「兄弟からの遺産相続などあてにするな」といったところでしょうか。

### ● 将来を考えた相続

資産の大半を所有する父親が亡くなり相続（一次相続）が発生したとしましょう。このときの遺産分割は、将来に発生するであろう母の相続（二次相続）後の分割を想定したものでなければなりません。

一次相続における母の遺産取得は、二次相続までのつなぎと考えるべきです

## ポイント（２）

# 「譲り合いの心に基づく、遺産分割の話し合い」

### ● 介護貢献者の尊重

遺産分割には、これまで大きく分けて二つの方法がありました。一つは、長男といった家の跡継ぎがほとんどの遺産を相続するという、長子相続的なもの。もう一つは、均等割合的な相続。

しかし、近年は、「だれが親の面倒を見るか（看たか）」があるようです。介護は大変な作業、基本的には最後まで親の面倒を看た者がその住まい等を相続するべきとも考えられます。

### ● 不動産の資産性

各目的にいくらの評価がされていても、売るわけにはいかない不動産はほとんど意味がありません。不動産の権利関係を複雑にすることは、後々のトラブルの原因となります。

相続は円満第一。「各相続人が、互いに相手の立場や考え方を理解すること。最後まで親の面倒を見る人の苦労や、不動産を抱え込む跡継ぎの苦労も考慮し、生前対策の検討も必要でしょう。」

### ● 弁護士に相談すれば安心か？

遺産分割が最終的にまとまらなかったら、弁護士に依頼するなどで、裁判所の調停さらには裁判にもちこまれます。

注意したいのは、「相続が裁判で解決してよかった」と言っている人は圧倒的に少数。少なからずの人が「もう思い出すのもイヤ」というような結果を迎えています。

## ポイント（3）

### 「財産調査における、特に不動産調査」

#### ● 相続の6割は不動産の問題

財産調査において、不動産は重要な問題です。そして不動産調査の基本は現地にあります。現地でしかわからない事項、登記簿や図面などの内容と現場の状況の一致・不一致を確認することが重要になります。

にもかかわらず、相続業務をビジネスで行っている人の中には、現地調査すらされない方もいます。登記簿や図面だけに頼った結果、後日損害賠償に発展したり、同じ土地でも相続額が大きく異なったりするわけです。

#### ● 相続の更正嘆願

無難な土地評価で高めの土地評価となり、相続税を払いすぎている方が多くおられます。相続財産のうち土地の占める割合が高ければ要注意です。不動産を正しく評価するには、相続支援ネットのような専門家チーム任せるのが最善策と言えます。

なお、すでに納税していても、申告から5年以内なら相続の更正嘆願により還付が可能になります。

※抜粋文献 森田義男著「取り返せ！相続税」

D・フォスター リーガルネット

 **06-6809-5888**

※ 無料相談を大阪・西宮など8ヶ所で実施中！

お気軽にご相談ください。